

神交対協第 17 号
令和 8 年 7 月 15 日

神奈川県交通安全対策協議会委員 殿

神奈川県交通安全対策協議会
会長 黒 岩 祐 治

令和 8 年「秋の全国交通安全運動」の取組について（依頼）

本県の交通安全対策の推進につきましては、日頃から格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会において標記運動の実施要綱を定めましたので、運動の効果的な推進のために御活用くださるようお願いいたします。

併せて、この取組を県民総ぐるみの運動として展開し、実効性のあるものとするため、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

問合せ先

神奈川県交通安全対策協議会事務局

(くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課企画グループ) 常川

電 話 045-210-1111 (内線 3553)

F A X 045-210-8953

E-mail kotuanzen@pref.kanagawa.lg.jp

令和8年

秋の全国交通安全運動



神奈川県実施要綱



秋 9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」
の全国交通安全運動

令和8年9月21日(月)～9月30日(水)

歩行者



歩行者の安全確保と反射材用品の善用促進

自動車



夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の厳禁

自転車



自転車・特定小型原動機付自転車等の交通ルールの理解・遵守の徹底

内閣府
ホームページ



チャイルドシート着用推進
シートベルトマーク（白・赤・青）



神奈川県交通安全対策協議会



目 的

この運動は、県民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故を防止することを目的としています。

運 動 重 点

- 1 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- 2 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底
- 4 二輪車の交通事故防止（神奈川県重点）

期 間

実施期間

令和8年9月21日（月）から令和8年9月30日（水）

交通事故死ゼロを目指す日

令和8年9月30日（水）



運動重点に関する主な推進事項

歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

- 全ての年齢層を対象とした反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等の視覚効果等の周知と自発的な着用を促す取組の推進
- 歩行者に対し、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組の推進
- 通学路を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路における見守り活動の推進
- こどもや高齢者の交通事故の特性・特徴を踏まえた参加体験型安全教育の推進
- 神奈川歩行者安全五則の周知
- 令和8年9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロメートル毎時になることの広報啓発の推進

夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

- 夕暮れ時や夜間の死亡事故防止を目的として、事故特徴に基づく交通安全教育を推進するとともに、自動車の早めの前照灯点灯やハイビームの積極的活用を促す取組の推進
- 横断歩道等に歩行者等がいないことが明らかな場合を除き直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するための広報啓発活動のほかハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶への取組の推進
- 業務中の「ながらスマホ」による交通事故を防止するため、運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発を推進するとともに、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育を徹底する取組の推進

- 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解を促す取組の推進

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

- 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- 16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されたことを踏まえ、「自転車安全利用五則」にのっとった自転車の基本的な通行方法と「自転車ルールブック」を活用した自転車の交通ルールの分かりやすい周知
- 特定小型原動機付自転車の運転者による飲酒運転等の悪質・危険な違反のほか、歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反を防止するための交通安全教育の推進
- 特定小型原動機付自転車の販売事業者、シェアリング事業者等と連携した特定小型原動機付自転車の安全利用と乗車用ヘルメット着用に関する広報啓発の推進

二輪車の交通事故防止

- 二輪車の特性（不安定性や死角に入りやすいなど）の周知及びあご紐は緩みなくしっかり締めるなどヘルメットを正しく着用することやプロテクターを着用することによる被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- 若者層のみならず、中高年層に対する二輪車安全運転教育と広報啓発の推進
- 二輪車交通事故の関係者となる四輪運転者に対しても、二輪車の特性を周知するための広報啓発活動の推進

重点の取り組み方

令和8年度神奈川県交通安全県民運動事業計画の「各季の運動の取り組み事項」に準ずるものとします。



推進要領（関係機関など）

神奈川県交通安全対策協議会構成機関・団体が共通して推進する事項

- 「運動の重点に関する主な推進事項」に基づき、地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 関係機関・団体の職員等に、運動の周知を図ります。
- 各種会議、行事を通じてこの運動の趣旨を積極的に周知するとともに広報紙(誌)・機関紙(誌)を発行するときは、努めて交通ルールの遵守と交通マナーの向上を呼びかける記事などの掲載に努めます。

交通安全協会等交通関係団体及び地域関係団体の推進する事項

- キャンペーンの開催及びSNSなどを通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場などでの自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動で、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。



教育機関・団体の推進する事項

- 参加・体験・実践型の交通安全教室を推進します。
- 学校では、「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、交通社会の一員として、思いやりと責任ある行動が常に取りれるよう、教育活動全体を通して交通安全教育を推進します。



道路管理者・鉄道事業者などの推進する事項

- 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。



警察の推進する事項

- 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。
- 高齢者やこどもの保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。
- こども、高齢者、二輪車運転者及び自転車利用者などへの交通安全教室を積極的に推進します。
- 反射材の視認効果や、有効な使用方法等の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 交通情報板などを活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。



県・市・区・町・村の推進する事項

- 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画などを策定するとともに、関係機関・団体と連携した運動を推進します。
- 各種メディアを活用して、運動の周知と交通安全のための広報啓発を推進します。

1 横断する意思を明確にする!



横断歩道では、手を上げるなどをして運転者に対し、横断する意思を明確に伝えましょう。

2 横断歩道を渡る!



横断歩道外の横断や車両の直前直後の横断など、無理な横断はやめ、横断歩道を渡りましょう。

神奈川県 歩行者 安全五則

歩行者もルール・マナーを守りましょう!

3 歩きスマホはしない!



歩行中は、わき見の原因となるスマホなどを注視することがないようにしましょう。

5 反射材を身に着ける!



薄暮や夜間には、光の反射で存在を示すことができる反射材を身に着けましょう。

4 危険な踏切横断はしない!



踏切は、警報器が鳴ったら渡らない。遮断機を跨がない、くぐらないことを徹底しましょう。

神奈川県交通安全対策協議会事務局

神奈川県 暮らし安全防災局 暮らし安全部 暮らし安全交通課



公式X (旧Twitter)

電話番号 045-210-1111(代)



公式ホームページ

自転車も「車両」です 交通規制に 注意！



ちょっと待って！その道路標識、
自転車を除く は付いていますか？

標識の見方を確認しよう！！

自転車も交通規制の対象

自転車は規制対象から除外



補助標識がない場合、
自転車も規制の対象です。



自転車を除く

軽車両を除く

補助標識がある場合、自転車
は規制の対象から除かれます。

現在、安全性等を確認しながら、
一方通行からの自転車の除外を進
めています。

自転車に乗る時も、道路標識など
を良く確認して、
安全に注意して
運転して下さい！



※ 自転車の悪質・危険な交通違反に「青切符」が適用！

(※)交通反則通告制度

自転車の主な違反と反則金

自転車の悪質危険な
交通違反に対する青切符とは？

…令和8年4月1日からの

自転車の新ルールです



16歳以上の自転車利用者が、ながら
スマホや、傘を差しながら信号無視を
するなどの悪質・危険な交通違反をし
た場合、青切符が交付され、反則金の
納付が通告されます。

遮断踏切入り
反則金 7,000円

携帯電話機使用等(保持)
反則金 12,000円

指定場所一時不停止等
反則金 5,000円

通行禁止違反
反則金 5,000円

横断歩行者妨害等
反則金 6,000円

並進禁止違反
反則金 3,000円



神奈川県交通安全対策協議会・神奈川県警察

自転車に乗るときは
ヘルメットを
着用しましょう！

自転車をはじめとする軽車両の反則行為と反則金の額

反則行為の種類			反則金の額 (円)
携帯電話使用等(保持)			注① 12,000
放置 駐車 違反	駐停車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	12,000
		高齢運転者等専用場所等以外	10,000
	駐車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	11,000
		高齢運転者等専用場所等以外	9,000
遮断踏切立入り			7,000
速度 超過	25km以上30km未満		12,000
	20km以上25km未満		10,000
	15km以上20km未満		7,000
	15km未満		6,000
駐 停 車 違 反	駐停車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	9,000
		高齢運転者等専用場所等以外	7,000
	駐車禁止 場所等	高齢運転者等専用場所等	8,000
		高齢運転者等専用場所等以外	6,000
信号無視	赤色等		6,000
	点滅		5,000
通行区分違反			6,000
追越し違反			
踏切不停止等			
交差点安全進行義務違反			
環状交差点安全進行義務違反			
横断歩行者等妨害等			
安全運転義務違反			
通行禁止違反			5,000
歩行者用道路徐行違反			
歩行者等側方通過義務違反			
急ブレーキ禁止違反			
法定横断等禁止違反			
路面電車後方不停止			
優先道路通行車妨害等			
環状交差点通行車妨害等			
徐行場所違反			
指定場所一時不停止等			
幼児等通行妨害			
安全地帯徐行違反			
被側方通過車義務違反			
通行帯違反			
道路外出右左折合図車妨害			
指定横断等禁止違反			
車間距離不保持			
進路変更禁止違反			
追い付かれた車両の義務違反			

反則行為の種類	反則金の額 (円)
乗合自動車発進妨害	5,000
割込み等	
交差点右左折等合図車妨害	
交差点優先車妨害	
緊急車妨害等	
交差点等進入禁止違反	
無灯火	
減光等義務違反	
合図不履行 注②	
合図制限違反 注②	
警音器吹鳴義務違反 注②	
乗車積載方法違反	
軽車両整備不良	
自転車制動装置不良 注①	
泥はね運転	
転落等防止措置義務違反	
転落積載物等危険防止措置義務違反	3,000
安全不確認ドア開放等	
停止措置義務違反	
公安委員会遵守事項違反	
通行許可条件違反	
歩道徐行等義務違反 注③	
路側帯進行方法違反	
並進禁止違反	
軌道敷内違反	
道路外出右左折方法違反	
交差点右左折方法違反	
環状交差点左折等方法違反	
軽車両乗車積載制限違反	
制限外許可条件違反	
原付等牽引違反	
自転車道通行義務違反 注③	
警音器使用制限違反	

注① 自転車が対象 注② 自転車以外の軽車両を除く
注③ 普通自転車が対象



アプリをダウンロードしたら交通学習をタップ
してスマートチリンスクールにチャレンジ！

県警公式アプリ
かながわポリス



警察庁 自転車ポータルサイト

自転車の交通ルール、青切符の概要、交通
指導取締りの考え方等をわかりやすくまと
めたポータルサイトを公開しています。

車両の運転者として
自覚と責任を持ち
交通ルールを守りましょ

